

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	児童扶養手当関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福岡県は、児童扶養手当関係事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福岡県知事

公表日

令和4年3月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当の支給
②事務の概要	<p>父母の離婚、父(母)の死亡等によって、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当法に基づき、当該児童について手当を支給している。</p> <p>特定個人情報を取り扱う事務としては、手当の新規申請、変更手続(住所変更等)の際の情報照会、特定個人情報ファイルの管理、情報提供依頼があった際の情報提供等がある。</p>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ●(特別)児童扶養手当システム ●団体内統合宛名システム ●中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
児童扶養手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ●番号法別表第一の第37の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第29条各号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報照会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号別表第二の第57の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第31条各号 <p>(情報提供)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号別表第二の第13の項、第16の項、第26の項、第30の項、第47の項、第64の項、第65の項、第87の項、第106の項、第116の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第10条の3、第12条第1号ル、同条第2号リ、同条第4号又、同条第6号リ、同条第8号ル、第19条第1号ル、同条第2号から第6号、第35条第2号、第36条第1号ロ、同条第2号口、第44条第1号ル、同条第2号から第6号、第53条第1号ト、第59条の2の2第1号又、同条第2号から第5号 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉労働部児童家庭課
②所属長の役職名	福祉労働部児童家庭課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<ul style="list-style-type: none"> ●福岡県総務部県民情報広報課情報公関係 〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 電話番号 092-643-3104
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<ul style="list-style-type: none"> ●福岡県福祉労働部児童家庭課児童扶養手当係 〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 電話番号 092-643-3259

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年1月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年1月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月27日	I 関連情報／4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携／②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ● 番号法第19条第7号 (情報照会) ● 番号法別表第二の第57の項 ● 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第31条各号 (情報提供) ● 番号法別表第二の第13の項、第16の項、第26の項、第30の項、第47の項、第64の項、第65の項、第87の項、第116の項 ● 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第12条第1号ト、同条第3号へ、同条第4号、第19条第1号リ、同条第2号から第5号、第35条第2号、第36条第1号ロ、同条第2号ロ、第44条第1号リ、同条第2号から第5号 	<p>(情報照会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号別表第二の第57の項 ● 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第31条各号 <p>(情報提供)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号別表第二の第13の項、第16の項、第26の項、第30の項、第47の項、第64の項、第65の項、第87の項、第116の項 ● 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第12条第1号ト、同条第3号へ、同条第4号、第19条第1号リ、同条第2号から第5号、第35条第2号、第36条第1号ロ、同条第2号ロ、第44条第1号リ、同条第2号から第5号 ● 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 	事前	
平成28年12月27日	II しきい値判断項目／1. 対象人数／いつ時点の係数か	平成27年6月5日 時点	平成28年11月30日 時点	事後	
平成28年12月27日	II しきい値判断項目／2. 取扱者数／いつ時点の係数か	平成26年6月5日 時点	平成28年11月30日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年1月17日	I 関連情報／4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携／②法令上の根拠	<p>(情報照会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号別表第二の第57の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第31条各号 <p>(情報提供)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号別表第二の第13の項、第16の項、第26の項、第30の項、第47の項、第64の項、第65の項、第87の項、第116の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第12条第1号ト、同条第3号ヘ、同条第4号、第19条第1号リ、同条第2号から第5号、第35条第2号、第36条第1号ロ、同条第2号ロ、第44条第1号リ、同条第2号から第5号 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 	<p>(情報照会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号別表第二の第57の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第31条各号 <p>(情報提供)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号別表第二の第13の項、第16の項、第26の項、第30の項、第47の項、第64の項、第65の項、第87の項、第116の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第10条の3、第12条第1号又、同条第2号チ、同条第4号又、同条第6号チ、同条第8号ル、第19条第1号ル、同条第2号から第6号、第35条第2号、第36条第1号ロ、同条第2号ロ、第44条第1号ル、同条第2号から第6号、第59条の2第1号又、同条第2号から第5号 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 	事後	
平成30年1月17日	I 関連情報／5. 評価実施機関における担当部署／②所属長	福祉労働部児童家庭課長 野口 真	福祉労働部児童家庭課長 勝永 敏也	事後	
平成30年1月17日	II しきい値判断項目／1. 対象人数／いつ時点の係数か	平成28年11月30日 時点	平成29年12月22日 時点	事後	
平成30年1月17日	II しきい値判断項目／2. 取扱者数／いつ時点の係数か	平成28年11月30日 時点	平成29年12月22日 時点	事後	
平成31年3月26日	I 関連情報／5. 評価実施機関における担当部署／②所属長の役職名	福祉労働部児童家庭課長 勝永 敏也	福祉労働部児童家庭課長	事後	新様式への変更
平成31年3月26日	II しきい値判断項目／1. 対象人数／いつ時点の係数か	平成29年12月22日 時点	平成31年1月31日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月26日	II しきい値判断項目／2. 取扱者数／いつ時点の係数か	平成29年12月22日 時点	平成31年1月31日 時点	事後	
平成31年3月26日	IVリスク対策			事後	新様式への変更
令和2年2月14日	I 関連情報／4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携／②法令上の根拠	<p>(情報照会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号別表第二の第57の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第31条各号 <p>(情報提供)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号別表第二の第13の項、第16の項、第26の項、第30の項、第47の項、第64の項、第65の項、第87の項、第116の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第10条の3、第12条第1号又、同条第2号チ、同条第4号又、同条第6号チ、同条第8号ル、第19条第1号ル、同条第2号から第6号、第35条第2号、第36条第1号ロ、同条第2号ロ、第44条第1号ル、同条第2号から第6号、第59条の2第1号又、同条第2号から第5号 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 	<p>(情報照会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号別表第二の第57の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第31条各号 <p>(情報提供)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号別表第二の第13の項、第16の項、第26の項、第30の項、第47の項、第64の項、第65の項、第87の項、第106の項、第116の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第10条の3、第12条第1号ル、同条第2号リ、同条第4号又、同条第6号リ、同条第8号ル、第19条第1号ル、同条第2号から第6号、第35条第2号、第36条第1号ロ、同条第2号ロ、第44条第1号ル、同条第2号から第6号、第59条の2第1号又、同条第2号から第5号 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 	事後	
令和2年2月14日	II しきい値判断項目／1. 対象人数／いつ時点の係数か	平成31年1月31日 時点	令和2年1月31日 時点	事後	
令和2年2月14日	II しきい値判断項目／2. 取扱者数／いつ時点の係数か	平成31年1月31日 時点	令和2年1月31日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月8日	I 関連情報／4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携／②法令上の根拠	<p>(情報照会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号別表第二の第57の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第31条各号 <p>(情報提供)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号別表第二の第13の項、第16の項、第26の項、第30の項、第47の項、第64の項、第65の項、第87の項、第106の項、第116の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第10条の3、第12条第1号ル、同条第2号リ、同条第4号ヌ、同条第6号リ、同条第8号ル、第19条第1号ル、同条第2号から第6号、第35条第2号、第36条第1号ロ、同条第2号ロ、第44条第1号ル、同条第2号から第6号、第59条の2第1号ヌ、同条第2号から第5号 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 	<p>(情報照会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号別表第二の第57の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第31条各号 <p>(情報提供)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号別表第二の第13の項、第16の項、第26の項、第30の項、第47の項、第64の項、第65の項、第87の項、第106の項、第116の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第10条の3、第12条第1号ル、同条第2号リ、同条第4号ヌ、同条第6号リ、同条第8号ル、第19条第1号ル、同条第2号から第6号、第35条第2号、第36条第1号ロ、同条第2号ロ、第44条第1号ル、同条第2号から第6号、第59条の2の2第1号ヌ、同条第2号から第5号 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月15日	I 関連情報／4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携／②法令上の根拠	<p>(情報照会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号別表第二の第57の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第31条各号 <p>(情報提供)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号別表第二の第13の項、第16の項、第26の項、第30の項、第47の項、第64の項、第65の項、第87の項、第106の項、第116の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第10条の3、第12条第1号ル、同条第2号リ、同条第4号ヌ、同条第6号リ、同条第8号ル、第19条第1号ル、同条第2号から第6号、第35条第2号、第36条第1号ロ、同条第2号ロ、第44条第1号ル、同条第2号から第6号、第59条の2の2第1号ヌ、同条第2号から第5号 ●行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 	<p>(情報照会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号別表第二の第57の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第31条各号 <p>(情報提供)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号別表第二の第13の項、第16の項、第26の項、第30の項、第47の項、第64の項、第65の項、第87の項、第106の項、第116の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第10条の3、第12条第1号ル、同条第2号リ、同条第4号ヌ、同条第6号リ、同条第8号ル、第19条第1号ル、同条第2号から第6号、第35条第2号、第36条第1号ロ、同条第2号ロ、第44条第1号ル、同条第2号から第6号、第53条第1号ト、第59条の2の2第1号ヌ、同条第2号から第5号 ●行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号 	事後	
令和4年3月15日	II しきい値判断項目／1. 対象人数／いつ時点の係数か	令和2年1月31日 時点	令和3年1月31日 時点	事後	
令和4年3月15日	II しきい値判断項目／2. 取扱者数／いつ時点の係数か	令和2年1月31日 時点	令和3年1月31日 時点	事後	